

# 一般財団法人鹿児島県教職員互助組合職員再任（雇）用規則

## （目 的）

第1条 この規則は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合（以下「法人」という。）職員の定年退職者等を再任（雇）用するについて必要な事項を定めることを目的とする。

## （定年退職者に準ずるもの）

第2条 定年退職者に準ずる者として再任（雇）用を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (2) 前号に該当する者として再任（雇）用されたことがある者（同号に掲げる者を除く。）

## （任期の更新）

第3条 再任（雇）用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 理事長は、再任（雇）用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

## （任期の末日）

第4条 再任（雇）用を行う場合及び再任（雇）用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

## 附 則

### （施行月日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

### （労働条件）

2 再任（雇）用の職員に係る労働条件等は別途定める。